

令和元年 No.6

○東京学芸大学次世代教育研究センター規程等の一部を改正する規程

改正理由

センター運営委員会の組織の見直し及び事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和元年7月24日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学次世代教育研究センター規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和元年 7 月 25 日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

令和元年規程第 5 号

東京学芸大学次世代教育研究センター規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学次世代教育研究センター規程（平成12年規程第 6 号）
- (2) 東京学芸大学特別支援教育・教育臨床サポートセンター規程（平成16年規程第 5 号）

東京学芸大学次世代教育研究センター規程の一部改正について

改正理由：センター運営委員会の組織の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (運営委員会) 第8条 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。 〔省略〕 (組織) 第10条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) センター長 (2) センターに所属する専任教員 <u>2名</u> (3) 学長が指名する副学長 (4) 学系長 (5) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 <u>2 前項第5号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。</u> (任期) 第11条 前条第1項第2号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和元年7月25日から施行し、平成31年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (運営委員会) 第8条 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。 〔省略〕 (組織) 第10条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) センター長 (2) センターに所属する専任教員 (3) 学長が指名する副学長 (4) 学系長 (5) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 (任期) 第11条 前条第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 〔省略〕

東京学芸大学特別支援教育・教育臨床サポートセンター規程の一部改正について

改正理由：センター運営委員会の組織の見直し及び事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (運営委員会) 第7条 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。 〔省略〕 (組織) 第9条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) センター長 (2) センターに所属する専任教員 <u>3名</u> (3) 学長が指名する副学長 (4) 学系長 (5) 附属図書館長 (6) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 2 前項第6号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。 〔省略〕 (庶務) 第14条 委員会の庶務は、<u>財務・研究推進部</u>学系支援課が処理する。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和元年7月25日から施行し、平成31年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (運営委員会) 第7条 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。 〔省略〕 (組織) 第9条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) センター長 (2) センターに所属する専任教員 <u>各部門から各1名</u> (3) 学長が指名する副学長 (4) 学系長 (5) 附属図書館長 (6) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 2 前項第6号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。 〔省略〕 (庶務) 第14条 委員会の庶務は、<u>教育研究支援部</u>学系支援課が処理する。 〔省略〕